

1 基本理念

本市を取り巻く社会環境、経済動向、地域ニーズの変化に対応し、厳しい時代を乗り切っていくために3つの基本理念のもと、10年後を見通した将来像を描き、本市が進むべき方向性を定めます。

(1) 豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち

都心近郊にありながら、豊かな自然環境に恵まれた立地の特性や歴史・伝統・文化資源など本市が有する地域資源の全てを生かして、快適で文化的な暮らしができるまちを目指します。

(2) 人と人の心のふれあいがあるまち

郷土に対する愛着と誇りを持ち、豊かな社会性や生きる力、新しい価値を創造する知恵や行動力を身に付け、未来を担うたくましい人材が育つ、人と人の心のふれあいがあるまちを目指します。

(3) 安全で安心して暮らせるまち

大震災を契機とする新たな課題に対応し、あらゆる世代が支え合い、健やかで安全に暮らせるよう、防災、防犯、医療、福祉など多様な分野において、市民の安全・安心のレベルアップが図られたくらしの実現を目指します。



梅の公園

2 まちの将来像

みどりと清流、歴史と文化、
ふれあいと活力のまち 青梅
— ゆめ・うめ・おうめ —

本市は、みどり豊かな山々と市の花である梅、東西に貫流する多摩川などの美しい清流、脈々と受け継がれてきた歴史や文化といった優れた地域資源に恵まれています。

この豊かな自然環境や歴史・文化を市民は愛し、将来にわたって豊かな自然環境に恵まれたまちを望んでいます。

この魅力ある地域資源を未来へと引き継ぎながら、快適で安全・安心な生活基盤と活気ある産業が整った環境の中で、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、地域コミュニティの中で日頃から心がふれあい、生き生きと元気で活力に満ちたくらしを営むことができるまちを将来像に描き、将来像の実現に向けて、着実な歩みを進めます。

「ゆめ・うめ・おうめ」は、みんなの「ゆめ」が、「うめ」の花として咲き、やがて「^{あおうめ}青梅」の実として結実し、暮らしやすいまち「青梅市」を築いていこうとする姿勢を表現したものです。

幾多の困難や危機に直面しても、多様な主体が手を取り合って困難に立ち向かい、これをバネにして乗り越え、「うめ」に願いを託し、^{ひゃっか さきがけ}百花の魁と言われる梅の花のように、暮らしやすい自律都市の「先駆け」を目指します。

3 まちづくりの枠組み

(1) 将来人口

本市の人口は、これまで増加を続けてきましたが、平成22(2010)年の国勢調査の結果139,339人と初めて減少に転じました。

また、国勢調査の推移から予測される推計人口は、平成34(2022)年に134,000人程度であると推定されます。年齢構成では、年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口が増加して比率は、30%を超えます。

今後、子育て支援や職住近接※のまちづくりを進め、子育て世代の流入やこれに伴う年少人口の増加を図るとともに、基本計画の諸施策の推進により平成34(2022)年の目標人口を138,000人とします。

平成34(2022)年の推計人口および目標人口

(単位:人)

区分	平成22年		推計人口		目標人口	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
年少人口(0～14歳)	17,992	12.9%	15,006	11.2%	15,600	11.3%
生産年齢人口(15～64歳)	88,933	63.9%	75,606	56.3%	77,800	56.4%
老年人口(65歳以上)	32,250	23.2%	43,632	32.5%	44,600	32.3%
合計	139,339		134,244		138,000	

※平成22年は国勢調査の結果で、合計および割合には年齢不詳者を含んでいます。

(2) 財政運営

我が国の厳しい経済状況を反映して、税収等が低迷する一方、行政需要は増加、多様化しており、本市においても財政運営は、今後ますます厳しくなるものと考えられます。

このため、歳入については、基幹財源である市税収入の確保、税源のかん養※および受益者負担※の適正化などにより、自主財源を高める努力を行います。

また、歳出については、行政改革の推進により経費の節減を図り、弾力性のある財政運営に努めるとともに、時代のニーズに合った事業に積極的に取り組みます。

さらに、本市に与えられた貴重な財源である収益事業について、財政に寄与できるよう売上げの向上や開催経費の削減など、経営改善を強力に推進し、収益の確保に努めます。

※職住近接：職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

※税源のかん養：地域全体の産業振興や企業誘致、定住促進などの取組、既存の税の税率や課税標準の見直し、新しい税の導入などにより、行政サービスを提供するための財源を創り出していくこと。

※受益者負担：将来にわたり安定した行政サービスを提供していくために、受益者に応分の負担を求めることで公的負担の公平を図ろうというもの。

(3) 土地利用方針

① 基本方針

土地は、限りある資源であり、市民生活や各種活動の基盤となるものです。

土地利用に当たっては、長期的な視点に立って地域特性を生かしながら、自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進し、有効利用を図り、都市の健全な発展に努めます。

また、森林や農地の多面的機能をより高めていくとともに、地形の特性を踏まえて安全で安心できる市民生活の確保に努めます。

② 土地利用の方向

恵まれた自然環境を生かしつつ、健全で秩序ある都市の発展を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域設定にもとづき土地利用の方向を定めます。

また、基本方針の実現に向けては、「青梅市都市計画マスタープラン」で地域ごとの特性に応じた土地利用に関する具体的な施策の方針を示します。

新規鉱山・採石事業は認めません。なお、既設の鉱山・採石事業地の拡張については、市民の理解を前提に、環境への配慮を十分に踏まえ総合的に判断します。

また、自然と居住環境に影響がある墓地、動物霊園関連施設、廃棄物処理施設などについては、住民が安心できる暮らしを守るため、適正な規制を図ります。

● 市街化区域

市街化区域は、市街地として積極的に整備する区域であり、住宅や生活利便施設、産業等の秩序ある土地利用を図ることにより、都市の活力と良好な居住環境を創出します。

● 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、これまで青梅市が目指してきた保全と開発の基本方向を継承しつつ、社会環境変化や地域特性などを踏まえ、以下の6つのゾーンに区分し、土地利用の調和を図ります。

ゾーン区分設定

① 自然環境保全ゾーン

自然環境資源としての資質を維持し、積極的に保全を図るゾーンです。地形の改変、施設の立地は基本的に認めません。なお、自然環境に影響のない範囲で農林業について振興を図ります。

② 自然環境活用ゾーン

自然環境と自然の公益的機能の保全を図りつつ、自然を損なわない範囲での活用は可能とするゾーンです。大規模開発は、原則として認めません。

③ 新市街地計画ゾーン

都市的土地利用を計画的に誘導していくゾーンです。開発に当たっては、周辺環境との調和に配慮し、新たな産業立地なども含めて機能的な市街地を目指します。

④ 農・住環境調和ゾーン

農・住環境の調和のとれた地域として活性化を図っていくゾーンです。地域の特性を踏まえた生活基盤整備などによる居住環境の向上と、農業の振興を図ります。

⑤ 農業環境保全ゾーン

農業系の土地利用を維持・保全していくゾーンです。治水、環境保全など、農地が持つ多面的機能を重視するとともに、市民が農業にふれあう空間として維持・保全に努めます。

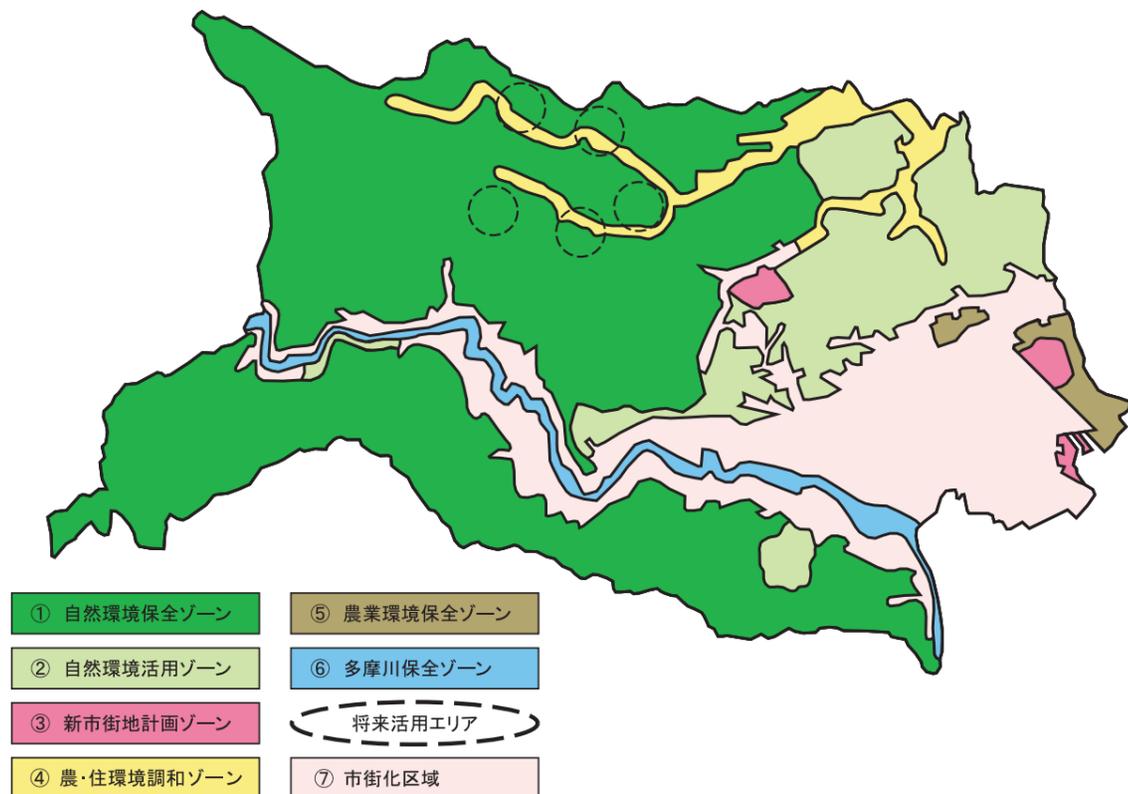
⑥ 多摩川保全ゾーン

清流や河岸の緑を積極的に保全していくゾーンです。水質汚濁防止や、水辺環境の保全に努めるとともに、散策路整備などを進め、生活に潤いのある空間として活用を図ります。

また、周辺市街地との調和を図るため、土地利用の制限等を検討します。

※「将来活用エリア」(成木地区の鉱山・採石事業地)

鉱山・採石事業地は、事業完了後、森林など自然環境への復元を図ることを基本としつつ、周辺環境に配慮して特性を生かした跡地の将来活用を図る地域として位置付けます。



4 まちのあり方の視点-持続可能な都市を目指す5つの視点

3つの基本理念のもと、施策を推進するための柱となる「まちづくりの基本方向」の全てに重層的に関わりあう、特に重視すべき5つの要素を「まちのあり方の視点」として設定します。

(1) 安全・安心

高齢者、障害者、子どもをはじめ、あらゆる人々が健やかで安全に暮らせるよう、市民の安全・安心の質を更に向上させていきます。

(2) 利便性・快適性

本市の広範な面積や起伏のある地形から生ずるまちづくりの諸課題を、知恵と工夫により克服し、生活の利便性・快適性の質を高めていきます。

(3) 人と人との支え合い

地域の絆を育み、力に変えていくまちづくりを本市ならではの強みとして、自助・共助・公助のバランスの取れたまちづくりを推進していきます。

(4) 地域資源の有効活用

多様な地域資源を生かし、文化、観光、教育、福祉、健康等の機能の拡充を図ることで「青梅らしさ」を醸し出すまちづくりを実現していきます。

(5) 健全な財政運営

本市の地域特性を踏まえて、守るべきものと変革すべきものとの整合を図りつつ、健全な財政基盤の確立を図り、必要なサービスを継続的・発展的に提供できるまちづくりを進めていきます。

5 まちづくりの基本方向

3つの基本理念のもと、10の基本方向を柱として、計画的にまちづくりを進めます。

(1) 安全で快適に暮らせるまち

市民の安全な生活を守るため、あらゆる災害や危機に対する被害想定を改め、防災、消防、防疫対策の充実、危機管理体制の強化を図ります。

快適な市民生活に向けて、住宅の耐震化や公園施設の整備などを推進していきます。

市民の現状を的確に把握し、高齢者をはじめとする生活弱者などへの対応については、様々な方面から取組を進めていきます。

市民生活が安心して営めるよう防犯に対する対策の推進や交通安全対策、消費者被害の防止などに取り組めます。

(2) 自然と共生し環境にやさしいまち

本市の地域資源である緑豊かな森林や、市を東西に貫流する多摩川をはじめとする河川の清流などを守るため、公害の防止など環境の保全に努めるとともに、地球環境に配慮した取組を進めていきます。

また、森林・河川を保護し、その機能や植生を利用して、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場など、市民生活に生かすための整備に取り組めます。

市民一人ひとりをはじめ団体や企業に対して、ごみの減量、再資源化などの4R（ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ごみの発生源となるものの受け入れを断る（リフューズ））に対する意識の高揚を図るとともに、環境美化活動の推進を図っていきます。

また、エネルギー供給源の一極集中を回避するため、再生可能エネルギーや新たなエネルギー供給システムの導入に関する取組を進めていきます。



梅岩寺枝垂桜

(3) 次代を担う子どもをみんなで育むまち

多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域や多世代・異年齢交流の促進、相談機能等の充実を図るなど、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めていきます。

子どもたちが道徳心や学力・体力を育み、郷土を愛する創造性豊かな人間として成長できるよう、家庭、学校、地域が連携し、青梅の良さを生かした地域に根ざした教育の充実、推進を図っていきます。

(4) 文化・交流活動がいきづくまち

誰もが生涯にわたって、学び、楽しみ、その成果が地域に生かせる取組を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現を目指します。

豊かな自然に包まれた青梅の歴史・文化・伝統を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

市民一人ひとりが必要とする様々な図書資料や情報の提供に努めます。

体力、運動能力の向上、健康の保持増進などに向けて、市民が生涯にわたり、各ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会や施設の整備などを進めます。

地域間交流を通じて相互の文化交流や地域活性化を図るとともに、国際交流を通じて国際理解と国際感覚を育む機会づくりに努めます。

(5) みんなが元気で健康なまち

みんなが元気で健康なまちを目指し、市民への健康に対する意識の啓発や生涯を通じた健康づくりの取組を推進します。

市立総合病院では、地域に信頼される良質で高度な医療サービスを提供します。また、民間の病院・診療所などの関係機関との連携を強化し、地域で適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。



泥んこ運動会

(6) 福祉が充実したまち

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に暮らすことができる環境づくりや、障害者が地域と共に自立した生活が送れる「共生のまちづくり」を目指します。また、利用者である高齢者や障害者、その家族が求める介護・福祉サービスの質の維持や向上などの施策を推進します。

市民への福祉意識の啓発と地域活動を促進するとともに、関係機関との連携を図っていきます。社会保険制度は相互扶助であることから、国民健康保険や介護保険については、給付と負担のバランスを配慮した健全な運営に努めます。

(7) 活気ある産業で雇用が生まれるまち

まちのにぎわいを創出する商店街の魅力向上や産業構造の多様化に対応した中小企業の基盤強化などを支援し、商工業の振興を図るとともに、新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保に努めます。

自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を生かし、多様化する観光ニーズに応えていきます。農地や森林の持つ多面的な機能にも留意し、農林業における担い手の育成や、経営の効率化・多角化の支援、魅力ある地産地消※の推進を図っていきます。

(8) 都市基盤が整う魅力あるまち

中心市街地に集積した商業・業務・居住などの諸機能を活用し、更なる都市の魅力の向上、にぎわいの醸成を図り、特色ある地域拠点の形成に努めます。

鉄道駅やインターチェンジ周辺などにおいて、優れた立地条件を生かした整備を推進します。

幹線道路の整備を推進し、災害時にも機能する道路ネットワークを構築するとともに、安全で人にやさしい生活道路の整備を進めます。また、地域特性や利用者ニーズを生かした、誰にでも使いやすく、きめ細やかな公共交通の充実に努めます。

誇りと愛着の持てる、美しく優れた景観を持つまちづくりを進めます。

公共下水道、合併処理浄化槽※の整備の推進による全市水洗化や、電気、水道などのライフラインの安定供給を促進し、より良質な都市生活を実現します。



御岳溪谷の紅葉

(9) みんなが参画し協働するまち

まちづくりに対する市民の理解と情報の共有化を図り、市民のまちづくりへの参画を推進します。また、NPOやボランティア、企業などと連携・協働して諸課題に対してきめ細やかに取り組んでいきます。

また、地域の力を育み、日頃から人と人の心のふれあいを促進するため、自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動を支援するとともに、市民センターを地域の中心的拠点として機能強化を図ります。

市民が互いに尊重し、認め合う社会の実現のため、人権、平和、男女平等参画の取組を進めます。

(10) 持続的な行財政運営ができるまち

行政課題や市民ニーズは多様化・高度化しており、既成概念に捉われない行財政改革の推進や職員の能力向上による市民サービスの向上に努め、近隣市町村との連携を強化して課題に取り組むなど、的確かつ効果的に施策を推進していきます。

情報通信技術の特性を生かし、市民生活や地域活性化に向けて効果的な情報活用を図るとともに、誰もが適切に情報を得られる環境づくりを進めます。

厳しさが増す財政状況を踏まえ、既存公共施設の保全や運用については適切な対応を図ります。また、歳入の確保に徹底して取り組み、歳出は、真に必要なサービスを見極め、費用対効果を高めていくなど、持続的で健全な財政の確立を目指し、行政経営に取り組めます。

収益事業は、経営改善に継続して取り組み、収益の確保に努めます。



雪のケーブルカー

※地産地消：地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

※合併処理浄化槽：主に各戸ごとの敷地に設置され、台所や風呂などから排出される生活雑排水を水洗便所の排水と併せて処理する汚水処理施設のこと。